

広島県告示第三百六十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港沖浦漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年五月九日

沖浦漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港沖浦漁港放置等禁止区域

1 沖浦港周辺地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「沖浦」（北緯三四度一二分四七秒九二〇四、東経一三二度五三分四八秒四一一三、標高三三・一七メートル）

- 基点一 基準点から二四一度一三分三二秒の方向三六一・八三メートルの点
- 基点二 基点一から一六六度〇六分五三秒の方向八一・一〇メートルの点
- 基点三 基点二から一一九度〇三分五七秒の方向二七・八三メートルの点
- 基点四 基点三から九一度三七分四八秒の方向三〇・〇八メートルの点
- 基点五 基点四から九〇度三三分三六秒の方向一三四・三五メートルの点
- 基点六 基点五から六六度三五分一〇秒の方向三四六・六二メートルの点
- 基点七 基点六から五一度〇三分二六秒の方向四〇・一〇メートルの点
- 基点八 基点七から三五五度二〇分〇三秒の方向六五・八四メートルの点

2 明石港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 豊田郡木江町の国土地理院四等三角点「明石」（北緯三四度十二分二八秒四〇五五、東経一三二度五二分一九秒五七九六、標高八四・六二メートル）

- 基点一 基準点から一三六度〇一分一四秒の方向二四〇・三〇メートルの点
- 基点二 基点一から二三六度〇七分三一秒の方向二四・六七メートルの点
- 基点三 基点二から一四〇度五三分五六秒の方向一三九・〇一メートルの点
- 基点四 基点三から八一度〇四分〇四秒の方向六二・五七メートルの点

基点五 基点四から七四度二三分二六秒の方向二九一・〇四メートルの点

基点六 基点五から六一度三一分二二秒の方向四八・六一メートルの点

二 第二種漁港沖浦漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物